

## 申 立 て の 趣 旨

(該当する□にチェックしたもの)

(郵便物の回送嘱託) 日本郵便株式会社に対し、成年被後見人の (住所, 居所) に宛てて差し出された成年被後見人宛ての郵便物を申立人 (成年後見人) に配達すべき旨を嘱託すると  
の審判を求める。

(信書便物の回送嘱託) \_\_\_\_\_ に対し、成年被後見人の (住所, 居所) に宛てて差し出された成年被後見人宛ての民間事業者による信書の送達に関する法律第2条  
第3項に規定する信書便物を申立人 (成年後見人) に配達すべき旨を嘱託すると  
の審判を求める。

任意の方法によっては被後見人宛ての郵便物等の存在や内容を把握できず、これにより後見事務の遂行に支障が生じている等の理由が必要です。

## 申 立 て の 理 由

回送嘱託の必要性は、以下の□にチェックしたとおりである。

### 1 成年後見人に選任されてから1年以内における初回申立て

(1) 成年被後見人は自宅に独居しているが、自ら郵便物等を管理することができず、かつ、後記4に具体的に述べるとおり、これを管理することができる親族から、成年後見人への郵便物等の引渡しについての協力を得られない。

(2) 成年被後見人は施設に入所中であるが、自ら郵便物等を管理することができず、かつ、後記4に具体的に述べるとおり、これを管理することができる施設から、成年後見人への郵便物等の引渡しについての協力を得られない。

(3) 成年被後見人は親族と同居しているが、自ら郵便物等を管理することができず、かつ、後記4に具体的に述べるとおり、これを管理することのできる同居の親族から、成年後見人への郵便物等の引渡しについての協力を得られない。

(4) その他 (具体的な事情は、後記4に具体的に述べるとおりである。)

### 2 成年後見人に選任されてから1年以上経過した後における初回申立て

これまでの財産・収支の管理及びその把握について生じていた支障に関する具体的な事情は、後記4に具体的に述べるとおりである。

### 3 再度の申立て

前回の回送期間内に財産・収支の状況を把握できなかった具体的な事情は、後記4に具体的に述べるとおりである。

### 4 具体的な事情

成年被後見人は、現在、自宅に一人で居住しています。しかし、申立人が後見開始の審判確定後、成年被後見人の自宅を訪問したところ、郵便物が部屋中に散乱し、成年被後見人は郵便物の所在についても把握できていない模様でした。また、成年被後見人の親族〇〇〇〇に対しても連絡を取りましたが、遠方であり、郵便物の管理についてその親族の協力を得ることができませんでした。

回送嘱託を行う集配郵便局等 別添のとおり